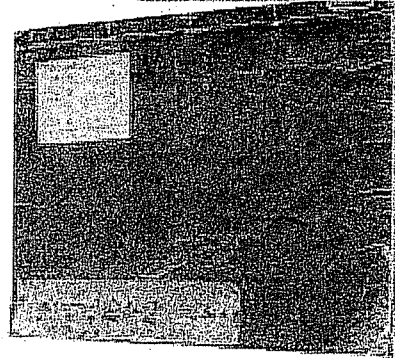


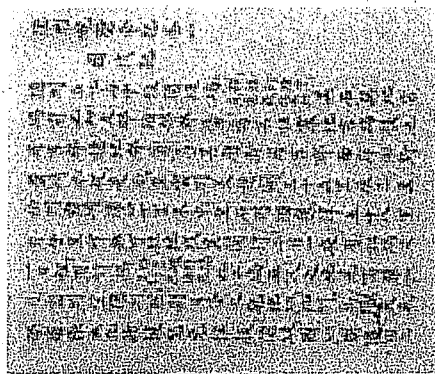
独島に対する
日本の領有権主張が
誤りである理由



独島学会編



独島を記録した日本最初の文獻『隠州視聽合記』(1667年)。



独島が最初に扱われた日本の古い文獻も、独島は高麗の領土として記録しており、意図的に日本の領土は隠岐島を境とするところである。

日本政府が1960年に韓国政府に送った外交文書によると、日本の古い文獻に「独島」が初めて登場したのは1667年に編纂された『隠州視聽合記』という報告書からである。日本の外務省の説明によるとこれは、出雲藩士・齋藤豊仙が藩主の命を受けて1667年(寛文7年)の秋に隠岐島を巡視して見聞きしたことを記録し、報告書として作成・献上したものである。この中で初めて独島のことを「松島」、鬱陵島のことを「竹島」と称し言及したと言う。しかし記録内容を見ると、独島(松島)と鬱陵島(竹島)から高麗(朝鮮)を見るはまるで雲州(出雲)から隠州(隠岐島)を見るがごとく、この鬱陵島と独島の2島は高麗に属するもので、日本の西北の境界は隠州、とある。

日本で最初に「独島」の存在を記した『隠州視聽合記』にも「鬱陵島」と「独島」は高麗領であり、日本の西北の国境は隠州をもってこの限りとする旨、はっきり記録されているのである。

独島を初めて記述した日本の古い文獻が、このように独島は高麗領であり日本の西北の領土は隠州を境界と記録するとしているのは、それが歴史的に真実だったからである。

注) 東海：日本では日本海と呼んでいる海域

『隠州視聽合記』(巻上、國代記部)：「隠州在北海中 故云隠岐島……戌亥間 行二日一夜有松島 又一日程有竹島(俗言磯竹島 多竹蕪海鹿 按神書所謂五十猛約) 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠州 故日本之乾地 以此州為限矣。」

独島と鬱陵島から高麗を見るはまるで雲州から隠州を見るがごとく、「日本の乾(西北)の領土はこの隠州をもってこの限りとする」という要旨の『隠州視聽合記』の一部。



【朝鮮通文大紀八】

北年(○元祿八年)十月元龍院公(○宗義)東武に勤せらる、よりに執政阿部豊守某すに、竹島一畝、先太寺、使を以て給養せしむるもの今米に三年なり、彼國(○竹島)を以て其國の地なりとして、終に我に聴く事なし、如何といふを以てせらる、翌丙子年(○元祿九年)正月に至り、豊後守論に、竹島の地、國權に屬せりといへども、また裁人唐佳の事なし、台徳君(○遠川秀忠)の時在て、米子村の漁人其島に漁せん事を願ひしに依て是を許されしなり、今其地理を計るに、國權を去るもの百六十里許、朝鮮を理る四十里許なり、是曾て我が世界たる其疆なきに似たり、國家若氏威を以て是に臨まば、何をともむとし得べからざらむ、但無用小島の故を以て、好みを隣國は失する、計の解たるにあらざ、しかも其の初定を我に取に非ざる時は、今また是を返すを以て到とすべからず、唯我人の往て漁するを禁ぜらるべきのみ、今朝議以前に同じからず、其相摩ふてやまざらむよりは、各兵事ならんにはしかし、宜しく此意を以て彼國に諭べしといふを以てせらる、此年十月、彼國下同知、宋判事をして來り使せしむ、又此年夏、朝鮮人十一人因捕刑に來り、事を東武に啓するを以てせしに、鶴命して是を逐用されし事あり、天龍院公、よりに朝賀を兩使に諭し、また老臣をして兩事を書し示さしむ、

「渡海免許」は、朝鮮のその島に漁をしに行くという米子の漁夫の請願に許可を与えたものである。その島を日本が奪ったわけではなく、ふたたびこれを返すというものではない。ただ日本の漁夫がそこに行き漁をすることを禁止すれば足りる」という要旨で、「渡海免許」の内容と取消を明らかにした。1696年1月の江戸幕府の議論を記録した『朝鮮通文大紀』(松浦允任、1725年発行)。

日本政府が歴史的な根拠として提示している1618年の「竹島渡海免許」と1656年(一説によると1661年)の「松島渡海免許」は、むしろ鬱陵島と独島が朝鮮領であったことを証明する資料である。当時の「渡海免許」は、江戸幕府が領国政策の下で、日本人が外国に渡航する際に発給した許可状だったからである。

日本政府は最近、「歴史的」にも「独島」は日本固有の領土であると主張しその根拠として、江戸時代に幕府が、漁業を行う大谷甚吉と村川市兵衛の両家に対して与えた「竹島渡海免許」(1618年)と「松島渡海免許」(1656年)を挙げている。そして「1618年から約80年の間、日本が独島を領有もしくは実効的支配をしていた」と主張しているが、この二つの「渡海免許」の内容を見ると、むしろ「竹島」と「松島」が朝鮮領であることをより明確に証明してくれる資料であることがわかる。というのは、この二つの「渡海免許」は「外国」への渡航を許可する「免許状」であつたからである。

したがって幕府の与えた「竹島渡海免許」や「松島渡海免許」は、独島を日本固有の領土だと主張する証明や根拠にはまったくもってなり得ない。もし「松島渡海免許」が独島に対する日本の領有権を証明する資料になるというならば、「竹島渡海免許」は鬱陵島が日本固有の領土であるという証明となり、日本政府は先に鬱陵島が日本領であると主張しなければ論理的な一貫性が得られない。「渡海免許」は外国に渡航するための許可状であつたため、「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」はむしろ、鬱陵島と独島が日本領ではなく外国たる朝鮮の領土であつたことを証明する確かな資料となる。17世紀当時、江戸幕府もこの2島が朝鮮領であつたと理解しており、独島と鬱陵島の両島を朝鮮領として認めて外国に越境することのできる「渡海免許」を発給していたことを、この資料ははっきりと証明してくれているのである。

注)

松島・竹島について：当時の日本では、独島を松島、鬱陵島を竹島と称していた。本文中の松島・竹島はそれにならう。

3

1693年(一説によると1692年)、安龍福(アン・ヨンボク)の日本への連行により始まった鬱陵島・独島の領有権争いにおいて、江戸幕府は1696年1月に鬱陵島・独島を朝鮮領であることをあらためて確認、日本からの漁夫の出漁を禁止した。すでにこの時、領有権争いには終止符が打たれている。

1693年の春に朝鮮の漁夫、安龍福らと日本の漁夫との間に起こった衝突事件を契機に対馬藩主が鬱陵島と独島に食糧を動かし、1693年から1695年までの約3年にわたり両国で領有権をめぐる争いが起きていた。

1696年1月28日、対馬藩主が新年の挨拶のため江戸に向かうこととなった。幕府は鬱陵島問題について、伯耆国他4人の藩主が居並ぶ前に対馬藩主との質疑・応答を総合し参考とした上で、命を下した。その要旨は次の通りである。(1)竹島は伯耆国から約160里(韓国の度量衡:10里は約4キロメートル)、朝鮮からは約40里の距離であり朝鮮に近いことから、朝鮮領と見なすべきであること、(2)今後は鬱陵島への日本人の渡海(国境を越えて海を渡ることを禁止すること、(3)このことは対馬藩主が朝鮮側に伝えること、(4)対馬藩主は国へ戻り刑部大輔を朝鮮に派遣してこの決定を知らせ、その結果を幕府に報告すること。

幕府の下した1696年1月28日のこの決定により、「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」は取り消され、日本の漁夫の鬱陵島・独島への出漁は厳しく禁止された。

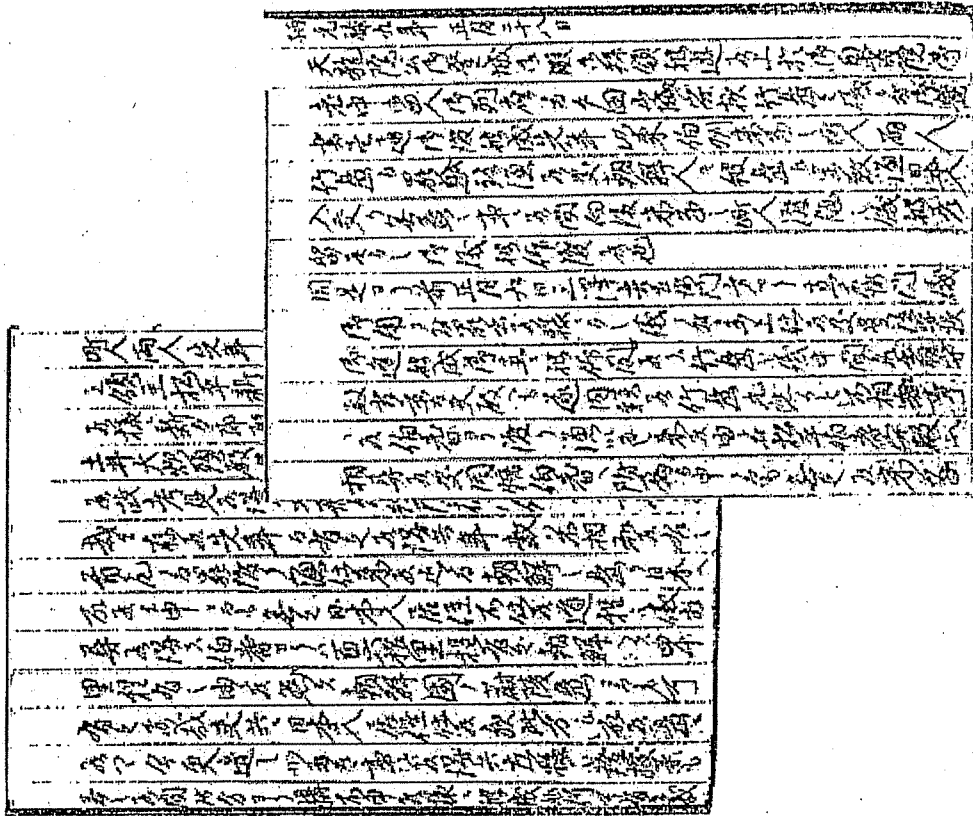
注)

松島・竹島について:当時の日本では、独島を松島、鬱陵島を竹島と称していた。本文中の

松島・竹島はそれにならう。

伯耆国:ほうきのくに。現在の鳥取県中西部。

刑部大輔:司法を司る官吏。



1696年1月28日、江戸幕府が藩主らの集まった場で、鬱陵島が朝鮮領であることを再確認し、日本からの漁夫の出漁を禁止し「竹島渡海免許」を取り消した会議録の一部。



4

1696年1月に日本は鬱陵島と独島を朝鮮の領土であるとあらためて確認しこれを決定した。この亭実は外交文書化され、朝鮮と交換された。

江戸幕府は1696年1月28日、鬱陵島・独島を朝鮮領であることをあらためて確認し、日本の漁夫による鬱陵島・独島への出漁を禁止することを決定した。同時に対馬藩主に、刑部大輔を朝鮮に派遣しこの再確認と決定を朝鮮に知らせ、またその外交交渉結果を幕府に報告するよう命じた。対馬藩主は江戸から国へ戻り、この外交手続を開始した。

朝鮮の礼曹参議・李善博(イ・ソンブ)と対馬藩の刑部大輔・平善真の間で外交文書のやりとりが2度行われた後の1699年1月、日本から朝鮮に、朝鮮からの返書を幕府將軍に確かに届けたという最終確認の公式書簡が送られ、外交手続は全て終了した。

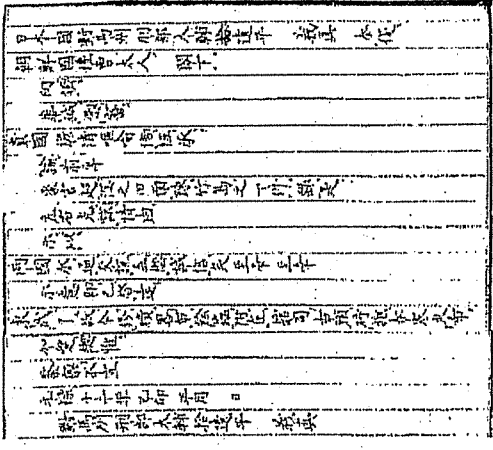
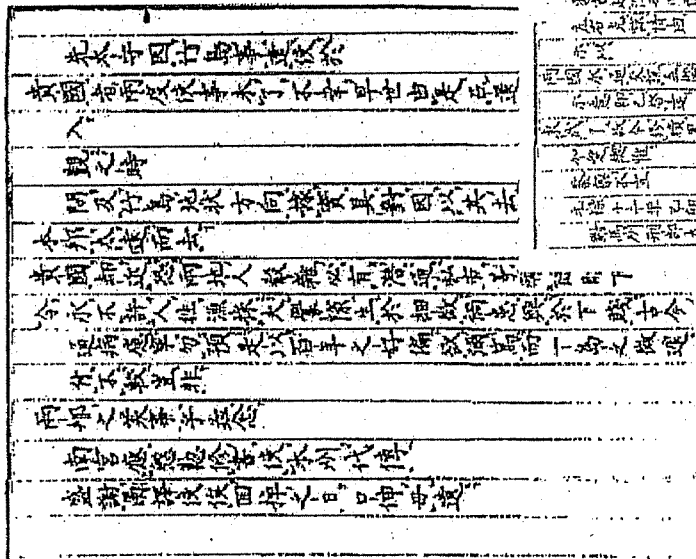
こうして対馬藩主が長崎奉行と結託して朝鮮の鬱陵島・干山島を奪おうとして始まった鬱陵島・独島の領有権をめぐる争いは、1696年(鋪宗(スクチヨン)22年)1月に終結した。鬱陵島・独島が朝鮮の領土であり、日本の漁夫らの越境・漁業を禁止することを幕府將軍があらためて確認・決定しており、これに関する外交文書のやりとりも1699年1月に最終的にすべて終了している。

注)

礼曹参議：韓礼・外交等を司る官吏

刑部大輔：司法を司る官吏

干山島：独島を指す。(一部資料では独島をこのように表記しているものがある。)



1696年1月、幕府が鬱陵島を朝鮮領土であることあらためて確認・判断し、日本人の鬱陵島への出漁禁止命令を決定したことを朝鮮に知らせた外交文書。

▶ 1696年から1699年に行われた文書のやりとりにおいて、朝鮮から文書を受け取り、これを幕府將軍に送還したと朝鮮に伝える最終文書。



5

1696年1月の江戸幕府による「鬱陵島・独島＝朝鮮の領土」の再確認は、鬱陵島だけでなく独島も朝鮮領であることの再確認も含むものである。

江戸幕府は独島を鬱陵島の付属島嶼とみなしていた。「松島渡海免許」を申請した背景や幕府がこれを承認して免許を出した背景もすべて、松島は「竹島之内松島」、「竹島近辺松島」、「竹島近所之小島」等の表現に見られるように、「独島は鬱陵島の付属島嶼」という事実とその認識に依拠している。幕府としては、すでに1618年「竹島渡海免許」を承認している以上、鬱陵島の付属島嶼である独島へ、国境を越えた出漁を許可する「松島渡海免許」を40年後に承認したのは当然だと考えたのである。

この事実をさらにはつきりと記録しているのが1877年(明治10年)の太政官と内務大臣の文書で、この中で鬱陵島と独島は朝鮮の領土であり日本と関係のない土地であるという決定が下されている。この文書には、1692年(徳宗(スクチヨン)18年、元禄5年)、朝鮮人(安龍福)が日本に來たことで江戸幕府と朝鮮朝廷の間で行われた文書交換の結果、竹島外一島すなわち独島をすでに朝鮮の領土と確認したと記録されている。日本の内務省と太政官は朝鮮の肅宗時代(日本では元祿の頃)に朝鮮と取り交わした文書を添付して、「竹島外一島」の「一島」がまさしく「独島」を示していることを次のように説明した。

十六

鐵竹島一三竹島ト稱ス陸以國ノ北位一百二拾里許ニ
在ノ同凡十里許山峻峻ニシテ平地少シ川三條アリ
入瀑布アリ然レトモ深谷幽邃樹竹稠密其源ヲ知ル能
ハス唯眼ニ觸ル其多ク者植物ニハ立觀然 菜栢檀
菓茶拾掇於桐雁及梅竹マノ竹朝
嘉 薊 蒜 跋 冬 菜 荷 獨 活 百合 干 苧 菜 薑
復 芋 虎 杖 アキバ 動物ニハ海貳 鯨 鼠
山雀 鴉 鴨 鶩 鳧 鶻 燕 鶯 鷓 鴒 ナド
アリ鳥 四十雀ノ類 其他水砂岩綠青アリ見ル
魚貝ハ枚舉ニ暇アラス就中海虎鮫ト物産ノ最トス鮫
ノ皮ハニクニ竹ノ海ニ牧シ網ニコレヲ上レハ鮫其葉
ニ昔ノモノ夥シ其味絶倫ナリト又海虎一頭能ク數斗
ノ油ヲ得シ次ニ一島アリ松島ト呼フ周回三十町許
竹島ト同一線路ニ在リ陸以ノ北ハ拾里許樹竹稠
ト亦魚歌ノ産ス永祿中相善國會見耶表子町高天屋嶺
ハ志言載シク越後コノ嶺ノ颯風ニ遇テ此地ノ涼

日本の内務省は1877年に、鬱陵島外一島を日本領土の地籍に入れるかどうかに関して2島は日本と関係のない土地であつてこれを朝鮮の領土だと判断。内務省が太政官に最終決定を要請する稟議書を提出するときに添付された、竹島外一島の一島が松島であることを示す文書。(日本国立公文書館所蔵)

「次に一島あり 松島と呼ぶ 周回三十町許 竹島と同一線路に在り 隠岐を
距る八拾里許樹竹稀なり 赤魚獸を産す」

日本の内務省は、1696年1月に幕府將軍が鬱陵島、独島を朝鮮の領土だとあ
らためて確認し決定を下したときの文書を書き写して整理し、1877年太政官
に提出した稟議書に添付した。この中で「次に一島あり 松島と呼ぶ」と記
し「その外一島」が独島であることを明らかにして、1696年1月の決定が竹
島と松島の両方を合んでいることを明確にしたのである。

注)
松島・竹島について：当時の日本では、独島を松島、鬱陵島を竹島と称していた。本文中の
松島・竹島はそれにならう。

内務省
三月廿日

大 臣 奏 書 水 局 奏 書

御 旨 奉 宣 旨 奉 宣

別 紙 内 務 省 領 日 本 海 内 竹 島 外 一 島 地 籍
編 纂 案 之 件 右 元 祿 五 年 朝 鮮 人 等 以 來 固
政 府 該 國 土 復 之 未 遑 亦 都 閣 係 與 之 相 聞
據 稟 申 立 條 上 二 個 之 憲 御 閣 置 左 一 通 御 指 令
相 成 可 照 於 此 際 相 同 條 也

御 旨 奉 宣 旨 奉 宣

書 西 竹 島 外 一 島 一 義 本 都 閣 係 與
之 義 亦 可 相 同 得 奉

一 本 一 政 官

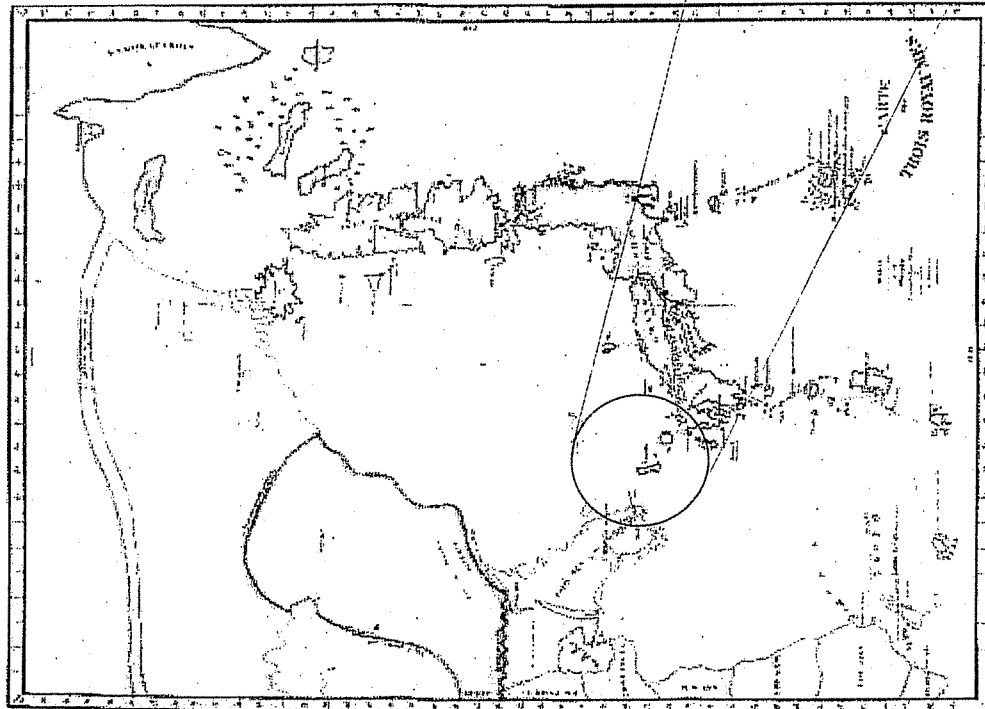
明治十年三月廿日

1877年、日本の太政官が鬱陵島と独島を朝鮮領と判断し、「鬱陵島外一島、独島は日本と関係のない土地」なので日本の地籍に含めないようとの決定を内務省に送った公文書。(日本国立公文書館所蔵)

6

1696年1月以降のすべての日本地図は、幕府が「鬱陵島・独島=朝鮮の領土」と再確認したことを反映し、鬱陵島と独島を朝鮮の領土として

いる。その代表例が林子平の「三国接壌之図」である。



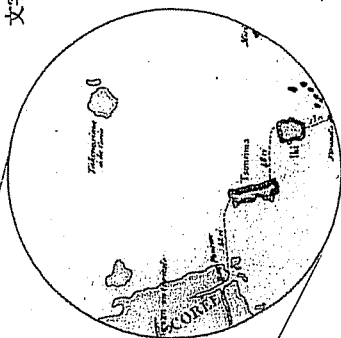
林子平の1785年『三国通覽図説』とその付録地図「三国接壌之図」は、ドイツ人クラプロート (J. Klapproth) によって1882年フランス語で翻訳・出版された。鬱陵島と独島を韓国の色、黄色で塗り、「鬱陵島と独島は韓国領土 (Takensima & la corée)」と記録し、普及させた地図。

1696年1月以降、日本のどの地図も鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることをはっきりと示している。そして日本地図や島根県地図からは鬱陵島・独島が除外された。

例えば、日本最高の実学者である林子平 (1738~1793) は1785年頃に『三国通覽図説』を刊行し、5枚の付録地図の一部として「三国接壌之図」と「大日本地図」を描いた。これは国境と領土を明確に区分し表すために国別に色を塗り分けられ、朝鮮は黄色、日本は緑色で彩色されている。では東海の真ん中にある鬱陵島と独島 (干山島) は、朝鮮を表す黄色にしたのだろうか？ それとも日本を表す緑色にしたのだろうか？

林子平は東海の真ん中の鬱陵島と独島 (干山島) を正確に配置して描き、鬱陵島と独島のいずれをも朝鮮の色である黄色で塗って朝鮮の領土であることを明確に示した。それでも後年になって、無知な日本人らが強引な主張をするかもしれないと心配したのか、この地図には鬱陵島と独島の2島の横にさらに「朝鮮ノ持ニ」 (朝鮮のものとする) との文字を書き入れ、鬱陵島と独島が朝鮮領であることを重ねて、よりはっきりと強調している。

林の『三国通覽図説』と「三国接壌之図」は1882年フランス語に翻訳されて世界中に広く普及し、鬱陵島と独島が韓国の領土であることを証明してくれている。



7

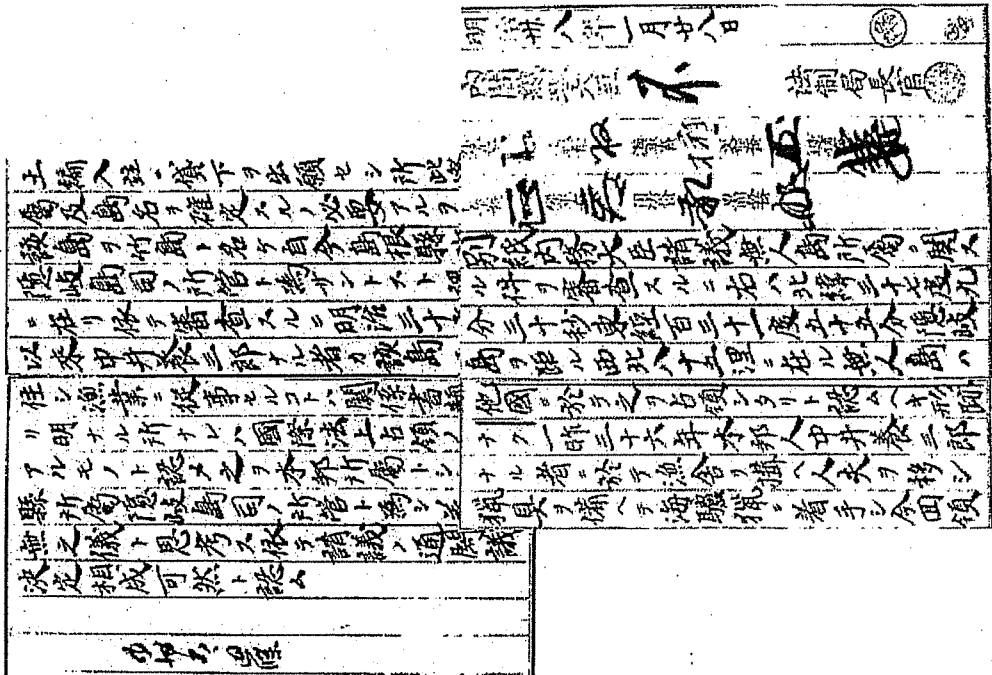
日本政府は1905年に独島を日本領土として編入し、国際法上も憲法だと主張しているが、「これら独島を主として『主なき島』であることを前提としており、完全に『主なき島』の効力、領土主権を認めない前提である。

日本政府は島根県の漁業家、中井の請願書を承認する形式を取り、1905年1月28日の閣議で独島を日本領土として編入するという決定を下した。このときの閣議決定において「独島」を日本領土に編入する前提の根拠となつたのは、独島(りゃんこ島)は「他国に於て之を占領したりと認むべき形跡なく」という、独島が主なき「無主地」だとの主張である。つまり「韓国領土である独島」を「無主地」と、その主張を捏造したのである。したがって独島が1905年1月以前に「無主地」ではなく「韓国領土」だったことが証明されれば、この「無主地先占論」に依拠した日本の閣議決定は完全に無効となる。

独島は西暦512年(新羅智証王13年)、于山国が新羅に統一されてからずっと韓国領土として存続しており、「韓国という主のいる島」は歴史的な真実である。また日本の資料、例えば、1696年の幕府の公文書、1870年の太政官と外務省の公文書、1876-77年の太政官と内務省の公文書等でも、独島は「韓国という主のいる島」という事実が明らかにされている。

したがって独島が「無主地」という偽りを前提にし、「無主地先占論」に依拠して日本領土に編入するという閣議決定は、独島が1905年1月以前に「無主地」ではなく「韓国所有の有主地」であったため、国際法上も完全な違法行為であり無効である。

注) 于山国：三国時代に鬱陵島にあった国。



日本の閣議が1905年1月28日独島を「他国に於て之を占領したりと認むべき形跡なく」とし、無主地であることを前提にして日本領土への編入を決定した文書。この決定は1905年1月28日以前に独島が主のいる有主地であることを証明すれば、根本からして不法かつ無効であり成り立たない。

8

日本政府は1905年の独島の領土編入の閣議決定後、この閣議決定を韓国に通告し、韓国政府に領土編入の承認を求めた。この通告は、韓国政府が領土編入の承認を拒否した。この結果、日本政府は1905年2月22日、内務大臣は訓令により島根県知事にこの事実を県内で告示するよう指示した。島根県知事は1905年2月22日付の告示文「竹島編入に関する島根県告示第40号」を、県の公務員広報誌「県報」に小さく掲載した。この告示内容は地方紙「山陰新聞」(1905年2月24日付)で小さく報道された。

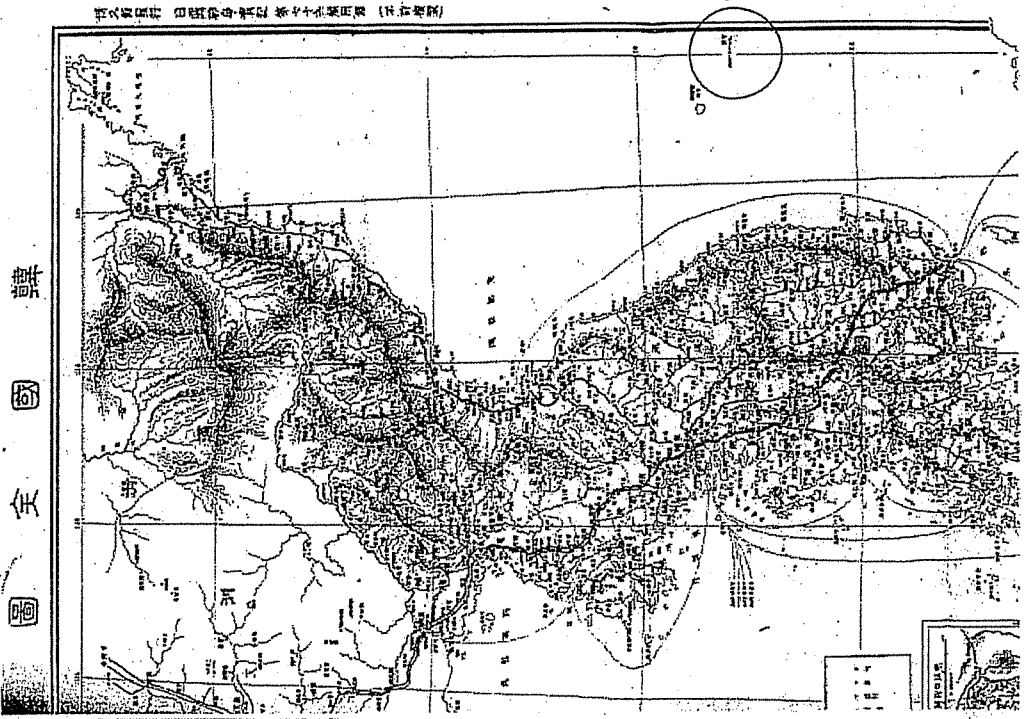
当時の国際法は、「無主地」だとしてもその「無主地」を領土として編入する際は、その地に面した国への事前照会かあるいは国際的な告示を要求していた。

独島は鬱陵島の付属島嶼であり韓国で干山島とも言われる島である。「領土編入」を形式上請願した中井と内務省もこれを韓国領土として認知していたため、日本政府は当然韓国政府に事前に照会し、また事後は通告を行わなければならなかったのに、いかなる照会・通告もなされなかった。「独島」を日本領土に編入するという閣議決定の後の1905年2月15日、内務大臣は訓令により島根県知事にこの事実を県内で告示するよう指示した。島根県知事は1905年2月22日付の告示文「竹島編入に関する島根県告示第40号」を、県の公務員広報誌「県報」に小さく掲載した。この告示内容は地方紙「山陰新聞」(1905年2月24日付)で小さく報道された。

国際法が要求していた領土編入の「告示」は「国際告示」であるが、日本は中央政府の「官報」に掲載し中央政府レベルで国際告示を行うといったことはできず、当該事案についてのみ例外的に地方の官用広報誌「県報」に掲載、事実上「秘密」裡に処理しようとした。なぜなら、「官報」に告示すれば、東京にある駐日本韓国公使館や各国大使館、公使館にこれ告知されるからである。

したがって日本が、「独島」を「無主地」であることを前提に、「無主地先占論」に依拠して「領土編入」を決定し「地方県庁が告示」したのは、「独島」が無主地ではなく韓国という主のいる「有主地」であり、告示方法についても適切な手続を無視したものであるため、国際法上も成り立つことのない不法かつ完全に効力を持たない決定であった。

注)
干山島：一部資料では独島をこのように表記しているものがある。また五島とも。
山陰新聞：理・山陰中央新報



1905年6月20日に発行された博文館の『日露戦争実記』(第76編付録)中の「韓國全圖」は、独島の日本への領土編入を閣議決定した後にも関わらず、独島を除外し、韓国全図に含めていない。

CHAPTER I - TERRITORIAL CLAUSES

Article 1
 The territorial limits of Japan shall be those existing on January 1, 1894, subject to the modifications set forth in Article 2, 3... As such these limits shall include the four principal islands of Hotsu, Kyushu, Shikoku and Hokkaido and all minor offshore islands, excluding the Kurile Islands, but including the Ryukyu Islands forming part of Kagoshima Prefecture, the Izu Islands southward to Sofu Gan, the islands of the inland Sea, Kishu, Rishiri, Okujiri, Sado, Oki, Tsushima, Iki and the Goto Archipelago. These territorial limits are traced on the maps attached to the present treaty.

Article 2
 Japan hereby cedes to China in full sovereignty the island of Formosa and adjacent minor islands including Agincourt (Hokasho), Menkasho, Kabeisho, Kashoto, Kotoshu, Skoko(oshu), Shichibigen and Ryukyusho, and the Pescadore Islands. Japan hereby renounces all special rights and claims in or to the Liaotung Peninsula. Article

Article 3
 Japan hereby cedes to the Soviet Union in full sovereignty that portion of the island of Saghalien (Karafuto) south of 50° N. Lat. and Karfa Island. Japan hereby cedes to the Soviet Union in full sovereignty the Kurile Islands, lying between Kamchatka and Hokkaido.

Article 4
 Japan hereby renounces all rights and titles to Korea and all minor offshore Korean islands, including Qwelpat Island, Port Hamilton, Dagelet (Ulsuryo) Island, and Liancourt Rock (Takeshima).

日本は1905年の露韓協定、「韓国に割譲する領土は1905年5月1日以前日本が併合した領土に限られ、朝鮮半島に編入した島嶼は除外しない」とを根拠としているが、露韓協定は日本が併合した領土を指している。1905年1月1日現在の領土に限定する。日本は1905年1月1日現在の領土に限定する」と明らかなにされている。

連合国の代わりにアメリカが、1947年3月20日付で連合国の『対日講和条約（対日平和条約）』アメリカ草案（第1次草案）を作成したが、領土条項の第1条では次のように、日本領土は「1894年1月1日現在の領土」に限定すると明らかにされている。

「(第1条)日本領土の境界は第2・3…項で限定されている通り1894年1月1日現在のものとなる」
 この限定は、本州、九州、四国、北海道の4つの島と周辺の全ての小さな島を含む(…) (下線…引用者)

第1次アメリカ草案では第1条に日本領土に関する規定を入れ、日本の領土は1894年1月1日現在の領土に限定すると明確に定められていた。この原則は、サンフランシスコ平和条約の基本原則として適用された。

第1次アメリカ草案は第4条で韓国領土に触れているが、その内容は「日本はここに韓国(韓半島)と済州島・巨文島・鬱陵島・独島を含む近海のすべての小島に対するあらゆる権利と権原を放棄する」とあり、独島が韓国領土であることを明白に規定している。

連合国側の規定は日本領土を「1984年1月1日現在の領土と限定」し、1894年以降に日本が他国から略取したすべての領土はみな原任人に返還するよう処理したものであり、1905年日本が大韓帝国から略取した独島も当然に1894年1月1日以後に略取した領土に該当し韓国に返還されるものである。

注) 大韓帝国：1897-1910(朝鮮の高宗から日本に併合されるまで)の国号

連合国の日本領土の定義と除外の基準日が1894年1月1日であることを明らかにし、鬱陵島及び独島が韓国領土であることを規定した連合国『対日平和条約』の第1次アメリカ草案。

10

連合国は1946年1月29日に連合軍総司令部覚書第677号で、独島を日本の領土から除外し韓国に返還した。その後も連合国はこれを修正していない。

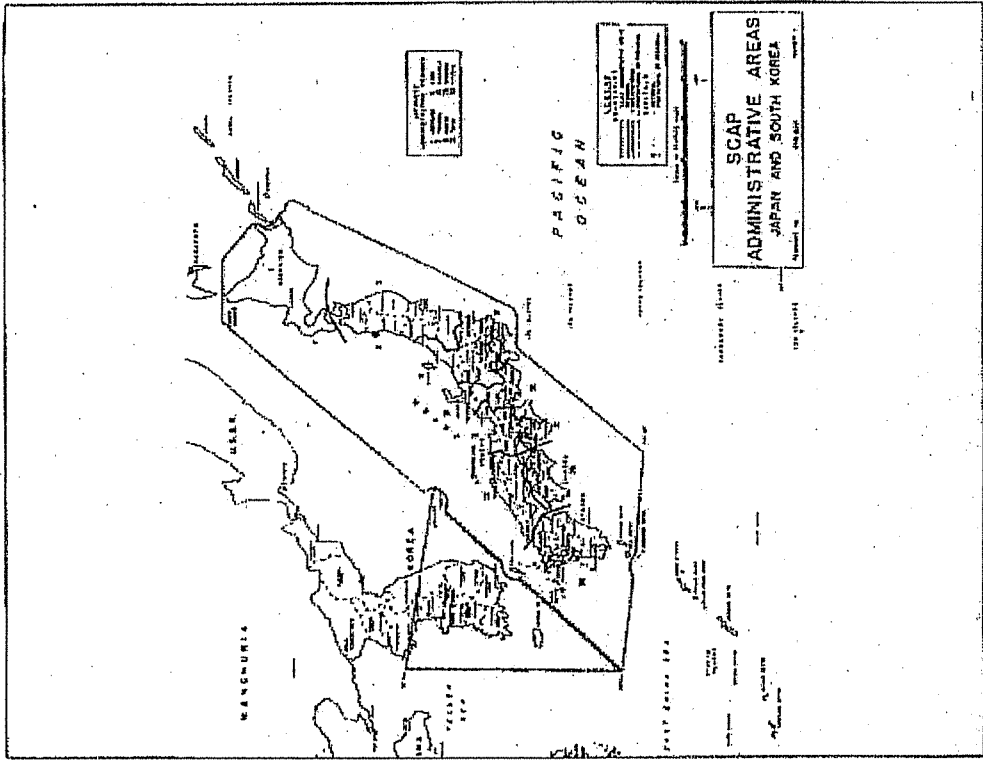
日本が1945年9月2日に降伏文書に調印した後、東京に設置された連合国最高司令官総司令部(以下、GHQ)は数ヶ月の調査を行い、1946年1月29日「連合軍総司令部覚書(以下、SCAPIN:Supreme Command Allied Powers Instruction)第677号」で、「若干の周辺地域を政治上・行政上日本から分離することに關する覚書」を発表、執行した。このSCAPIN第677号第3条で「独島(Liancourt Rocks)は日本領土から除外され、韓国に返還された。

GHQはこのSCAPIN第677号を「日本の定義(the definition of Japan)」と表現した。GHQは当時、国際法上合法的な機関であり、このGHQが「独島」を原住人である韓国(当時は米軍政庁)に返還し韓国領土と決定したのは、国際法上効力を持つものであった。

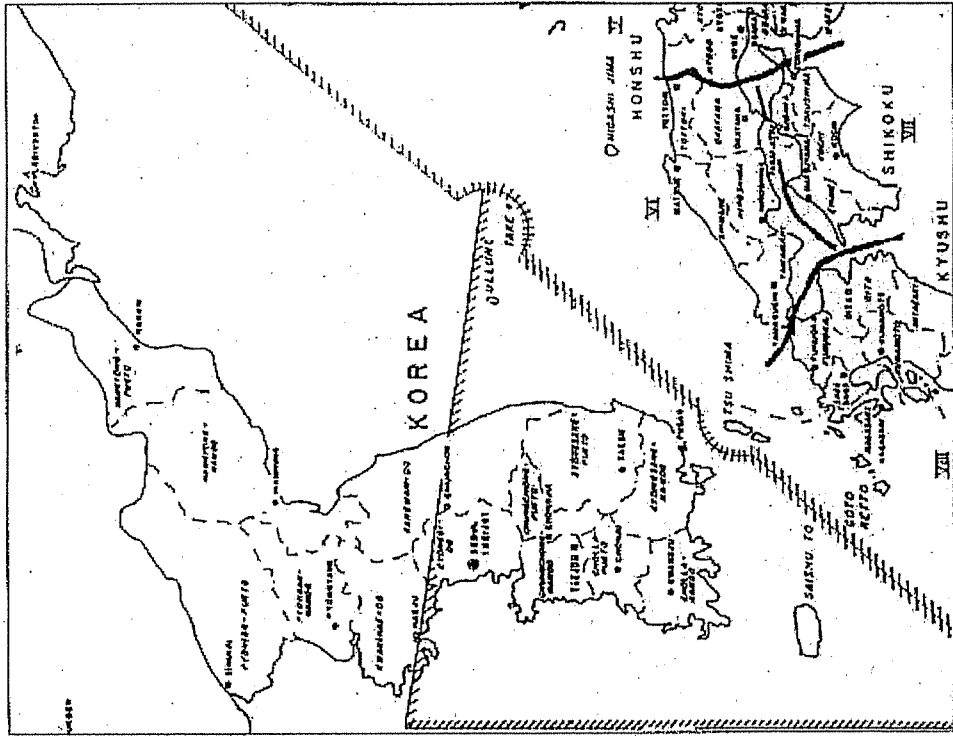
大韓民国は1948年8月15日の政府樹立と同時に、米軍政庁から韓半島と独島等を引き受けて韓国領土とした。1948年12月12日には国連総会で、大韓民国は独立主権を持った国家としての国際的地位とその領土支配に關して公認された。

SCAPIN第677号第5条では、日本領土の定義に修正を加える場合はGHQが必ず別途のSCAPINを発表することになっており、発表がない限りSCAPIN第677号の「日本の定義」が未来においても適用されることが明確に述べられている。

注)
大韓帝国：1897-1910(朝鮮の高宗から日本に併合されるまで)の国号



連合国最高司令官総司令部がSCAPIN(連合軍総司令部覚書)第677号の添付資料として作成し、韓国と日本の領土を区画した地図。独島を「JANET」と表示し、韓国領土に帰属させている。



連合国軍最高司令官総司令部が作成したSCAPIN(連合軍総司令部決案)第677号に添付された地図の一部を拡大。半円の中の「LANK」と表示された島が「独島」であり、韓国領土に属することを明確に示している。

そしてGHQは1952年に解体されるまで、「独島」の領土帰属を修正する別途のSCAPINを発表していない。

GHQは1946年6月22日 SCAPIN第1038号第3条で、「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」(通称マツカサーライン)を設定したが、そのb項では「日本の漁船及び船員は今後、北緯37度15分、東経131度53分にあるリアンクール岩(独島一引用者)の12海里以内に接近してはならず、また同島にいかなる接近もしてはならない」と規定し、日本人の独島への接近を厳しく禁止した。

GHQが、「独島」とその領海や近接水域を韓国の領土・領海であるとし、日本人による独島接近はもろろんのこと、独島周辺の12海里領海と近接水域にも入れないように禁止したのは、「独島」が韓国領土であることを重ねて、はっきりと再確認したものである。

したがって、大韓民国の独島領有はSCAPIN第677号とSCAPIN第1038号によって国際法上も明確に再確認されているのである。



11

DECLASSIFIED
Authority: E.O. 13526
By: 701 RPA/Dmr/0262/1

連合国はサンフランシスコ対日平和条約締結に先立ち1950年に作成された「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」で、独島を韓国領土として合意している。

SECRET

-2-

Union of Soviet Socialist Republics in full sovereignty.

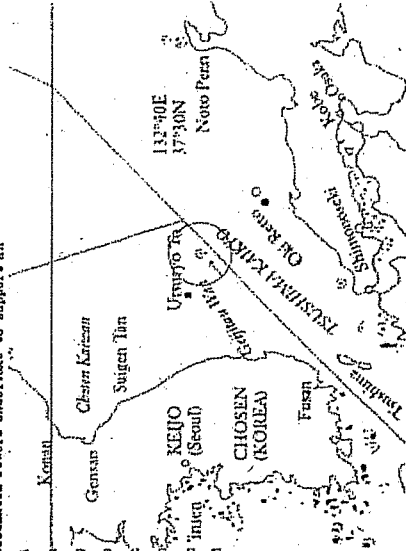
Article 3

The Allied and Associated Powers agree that there shall be transferred in full sovereignty to the Republic of Korea all rights and titles to the Korean mainland territory and all offshore Korean Islands, including Seidaiart (Sakshu To), the Nan How Group (San To, or Komun Do) which forms Part Hamilton (Tonsarkal), Degealet Island (Utsuryo To, or Maru Shima), Miencourt Rocks (Takeshima), and all other Islands and Islets to which Japan had acquired title being outside . . . and to the east of the meridian 124° 15' E. Longitude, north of the parallel 33° N. latitude, and west of a line from the seaward terminus of the boundary approximately three nautical miles from the south of the Tumen River to a point in 37° 30' N. latitude, 133° 40' E. longitude.

This line is indicated on the map attached to the present Agreement.

Article 4

The Allied and Associated Powers undertake to support and implementation by the United States of America, the Republic of Korea, the Republic of China, the Republic of the Philippines, and the Republic of Indonesia in accordance with Article 11 of the Charter of the United Nations, the islands as a strategic interest of the United States shall be the islands of Ogasawara Gun- (Mariana Islands), the Volcano I (Bonin Islands), and Marcus I (Marshall Islands).



▲1950年「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」第3項「独島」等を大韓民国の完全なる主権へ帰属させるという部分。

▲「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」に添付された地図（一部拡大）。独島（赤い円で表示された部分）は大韓民国領土として処理・区画されている。

連合国は1950年に平和条約の事前準備として「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」(Agreement Respecting the Disposition of Former Japanese Territories)を作成した。

この合意書の第3項では、大韓民国に返還される領土として「連合国は大韓民国に (to the Republic of Korea) 韓半島とその周辺にある韓国の島々に対する完全なる主権を委譲することで合意したが、その島には済州島、巨文島、鬱陵島、独島 (Liancourt Rocks, Takeshima) を含む。(以下、省略)」と規定されている。

即ちこの合意書には、韓国に返還される領土は韓半島とその周辺の全ての島 (all offshore Korea islands) だが、代表的な例として挙げた済州島、巨文島、鬱陵島とともに「独島」を、韓国に委譲する韓国領土として処理することが、克明に記されている。また添付の地図でも独島を韓国領土の区画線内に入れ、「独島」が韓国領土であることを明確に示している。

この合意書は、連合国がサンフランシスコでの対日平和条約のために事前に準備したものであるが、(1) アメリカ単独の案ではなく48の連合国及び開通国による合意文書であり、(2) サンフランシスコ平和条約で明文化されていない領土について解釈するものになるという点で、きわめて重要である。

サンフランシスコ平和条約では「独島」の帰属問題が明文化されていないため、この場合は「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」が特に重要な合意文書となる。この文書で「独島」は、大韓民国にすべての主権が委譲される (that there shall be transferred in full sovereignty to the Republic of Korea) 領土として合意に至っているのである。

サンフランシスコ平和条約の本文から独島の名称が漏れたのは、日本のロビー活動のためである。アメリカは第1-5次草案では独島を韓国領土に、第6次草案では日本領土に含めたが、第7-9次草案からは独島の名称を消した。

アメリカ主導で作成された1970年3月20日付の第1次アメリカ草案では、「日本は韓国(韓半島…引用者)・済州島・巨文島・鬱陵島・独島(リアンクール岩、竹島)を含め韓国沿岸のすべての、より小さな島に対する権利及び権原を放棄する」とあり、「独島」は確かに韓国領土として含まれていた。そして第2次アメリカ草案(1947年8月5日)、第3次アメリカ草案(1948年1月2日)、第4次アメリカ草案(1949年10月13日)、第5次アメリカ草案(1949年11月2日)までは、「独島」は明文で記録され韓国領土に含まれていた。

しかし第6次アメリカ草案(1949年12月29日)からは「独島」の名称が抜け落ちることになる。これは日本側の猛烈なロビー活動があったためである。

日本側は当時、日本政府の政務顧問だったシーボルト(俵J. Seibold)を立てて、独島を日本領土に編入させてくれればこの島を米軍の気象及びレーダー基地として提供するとの猛烈なロビー活動を行った。その結果、第6次アメリカ草案(1949年12月29日)では独島が日本領土に含まれることになった。

しかしアメリカ内でもシーボルトのロビー活動には反対があり、イギリス・オーストラリア・ニュージーランド等の他の連合国も同意しなかったため、第7次アメリカ草案(1950年8月9日)、第8次アメリカ草案(1950年9月14日)及び第9次アメリカ草案(1951年3月23日)では、独島は日本領土の条項からも韓国領土の条項からも消えた。

TREATY OF PEACE WITH JAPAN

(1951)

CHAPTER II

TERRITORIAL CLAUSES

Article 1

1. Japan hereby renounces in favor of Korea all rights and titles in the Korean mainland territory and all adjacent Korean islands, including Quelpart (Pukhan To), the Minan (Lian group) (San to, or Kumran To) which forms part of the Minan (Lian) group, Dokdo Island (Kishu To, or Matsuo Island), Liancourt Rocks (Liancourtan), and all other islands and islets the which Japan has acquired title being outside the line described in Article 3 and in the case of the mainland 137° 35' E longitude, north of the parallel 37° N latitude, and west of a line from the western extremity of the boundary approximately about 100 nautical miles from the mouth of the Tumen River to a point in 37° 30' N latitude, 137° 40' E longitude.

2. This law is included in the map attached to the present Treaty.

独島を韓国領土と規定した連合国の対日平和条約第5次アメリカ草案の、第5条第6項の一部

13

Office Memorandum • UNITED STATES GOVERNMENT

TO : Mr. Peary
FROM : Mr. Boggs
SUBJECT: Spratly Island and the Pinnacles, in draft Japanese Peace Party

The following information and suggestions are furnished in response to your telephone request this morning.

1. Spratly Island and the Pinnacles

I would suggest adding to the present draft, Article 2, paragraph (1), second boiler, the words which are underlined: (1) Japan renounces all right, title and claim to Spratly Island and the Pinnacles, and all rights and interests in the South China Sea.

As you will recall, there has been confusion regarding the islands to which the name "Spratly Islands" applies. The term is applied to certain small groups, and outliers, roughly 400 to 500 nautical miles southeast of Hainan Island (Kwangtung Province, China). The two groups are the Ashitrite group and the Crescent Group. The Pinnacles have sometimes been confused with the Spratly Islands, which Spratly (Stewart) Island belongs. The large area known as "Spratly Group" west of Palawan, in the Philippines, and also with "Banan" or "Cach Baito", in the Izu Islands, west of the southern Ryukyus have articles 3 of the proposed draft treaty. All of course, except "Banan" are to the South China Sea.

The Spratly Islands in question are reported to have been claimed by China in 1909, by France in 1932, and by Japan in 1933. The pertinent references there is attached a copy of an article by Dr. J. Hunt, which appeared in the Japan Times, Tokyo, August 21, 1933 (the copies are in earlier typewritten copy, with an unpublished attribution of the last two paragraphs to the Manchurian Daily News at the very end).

2. Hainanese Rocks

The Hainanese Rocks (Takashima) were among the islands to which, in a 1913 draft treaty, Japan would have renounced claims to Korea. In a Japanese Foreign Office publication, entitled "Notes on the Spratly Islands", Part IV, July 1934, Hainanese Rocks are indicated. It may therefore be able to show them specifically in the draft treaty, in some such as the following (Article 2):

(1) Japan, renouncing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Gulsart, San Bonitien, etc., etc., and the Hainanese Rocks.

694.001/7-1251

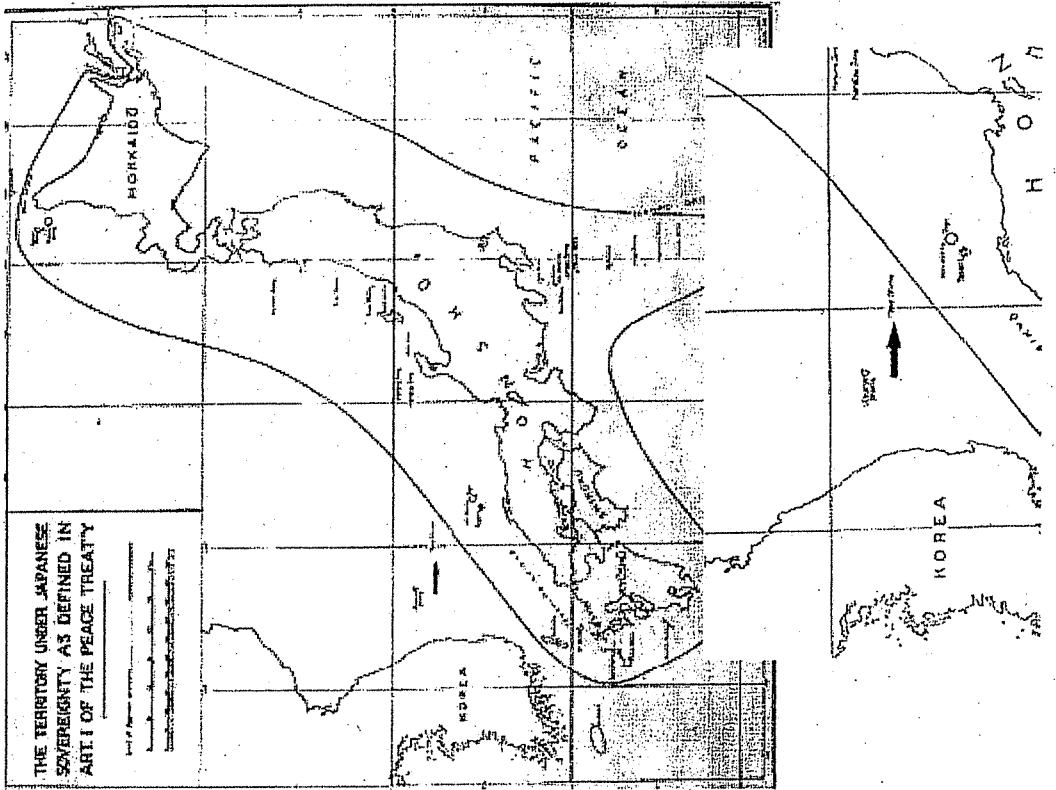
サンフランシスコ平和条約草案から独島の名称が漏れたことについて、アメリカ内部でも意見は一致していなかった。アメリカ国務省の地理担当官は独島を韓国領土と表示しておこうと強く主張した。

アメリカ国務省の極東アジア課でサンフランシスコ講和会議の準備をしていたフィアラーが、サンフランシスコ条約以降に領土紛争の起きうる地域の情報要求したことに對し、国務省の情報調査局で長い間地理問題の専門家として活躍していたボッグスは、1951年7月13日に、独島の領土帰属問題を解説する重要な答弁書を送った。ボッグスは「この答弁書の中で、「独島は韓国領土であり、したがって独島は韓国領という文言を入れるべきである」と主張した。

ボッグスはこの答弁書で「1949年の平和条約草案では、独島(リアンケール岩)は韓国領土であり日本が放棄する島に含まれている。したがって、日本の外務省が1947年6月に発行した「日本付近の小きな島」という冊子に独島が含まれているとしても、独島は韓国領土であり、平和条約草案では独島(リアンケール岩)の名称を特定し、第2条(a)項末尾に鬱陵島及び「独島」と追加すればいい」との意見を示した。

ボッグスはこの答弁書で「(a) 日本は韓国の独立を承認し済州島と巨文島、鬱陵島及び「独島」を含む韓国に対するあらゆる権利(right)と権原(title)、請求権(claim)を放棄する」と記述することを主張した。

領土紛争を防止するために、連合国の対日平和条約本文から独島の名称を漏らさず、鬱陵島及び「独島」と明記することを要求した。アメリカ国務省地理担当官ボッグス(Boggs)の1951年7月13日付答弁書。



独島を韓国領土に入れ日本領土から除外した、イギリスによる対日平和条約第3次草案に添付された地図。

サンフランシスコ平和条約で、イギリス・ニュージーランド・オーストラリアは独島を韓国領土と明記することを希望し、イギリス草案では独島を韓国領土に入れている。

アメリカは独島を第1-5次アメリカ草案まで韓国領土に入れていたが、第6次草案で日本領土と修正すると、すぐにニュージーランド・オーストラリア・イギリスが質問書を送ってきた。それはアメリカの修正案に反対する抗議書だった。

特にイギリスは独自に、新たな対日平和条約草案を第3次まで作成した。イギリスは第2次イギリス草案(1951年3月)と第3次イギリス草案(1951年4月)で、済州島と独島は韓国領土に帰属させ、対馬と隠岐島は日本領土に帰属させるという立場と見解を繰り返し明らにした。

これにあわてたアメリカ政府は、イギリスを説得し米英合同草案を作ることになった。米英合同改正草案では、独島の名称自体を条約草案から消し、あいまいに処理した。

米英合同草案(1951年5月3日付)を作成する連合国の実務担当者らによる討論会の会議録が一部残っているが、ニュージーランドは独島が韓国領土であるにもかかわらず、アメリカの一方的な草案作成によって後から日本が紛争を起す可能性を残すものだとはつきりと指摘している。

以上のような過程を経て1951年9月8日、アメリカのサンフランシスコで連合国「対日平和条約」は締結された。条約のアメリカ草案の中で独島は、最初(第1-5次草案)は韓国領土に含まれていたが、日本の猛烈なロビー活動により日本領土と表示され(第6次)、さらにアメリカ内やニュージーランド・オーストラリア・イギリス等の反対意見によりその後の3回(第7-9次)は名称自体が記述から漏れた。イギリス草案では独島は韓国領に含まれていたが、米英合同草案と本条約文には独島の名称は記されなかった。



15

サンフランシスコ平和条約から海峽を封鎖することは日本に有利な活動は韓国共敗し、独島の領土帰属について連合国の新聞は激しい「独島は韓国領土」という名義、韓国が引き続き権利を主張した。

連合国最高司令官総司令部(以下、GHQ)は1946年1月29日、SCAPIN(連合軍総司令部覚書)第677号により「独島」を日本領から除外して韓国に返還し、第5条ではこの決定を修正する場合は必ずGHQがそれとは別途のSCAPINを發表しなければならぬとはっきりと規定していた。

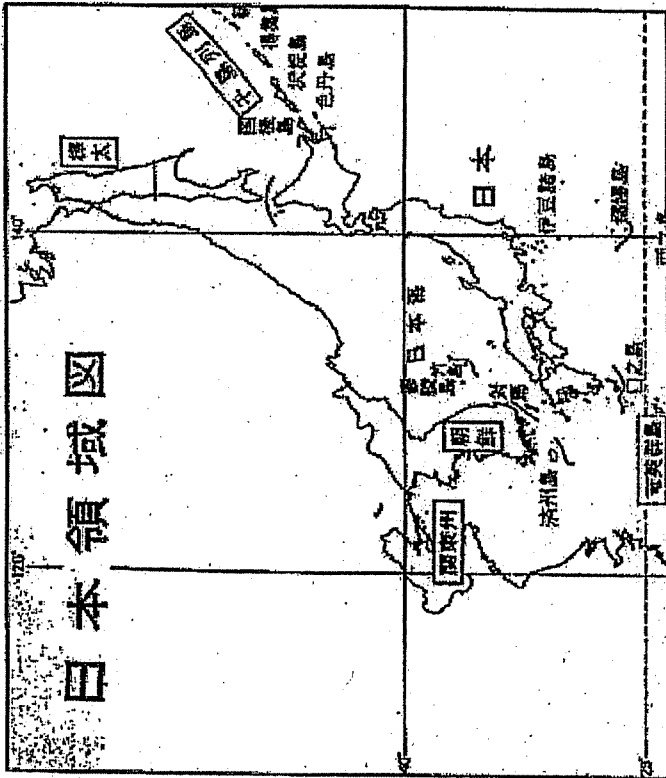
これを「独島」のケースに適用すると、もし連合国がSCAPIN第677号の決定を修正一例えは「日本から除外して韓国に返還した独島を日本に帰属させる」という「修正」を加えようとする場合は、連合国側が別途のSCAPINを發表するかあるいはこれに該当する明文規定を作らなければならぬことになっ

ていた。しかしGHQは、1952年に解体され日本が再び独立するまでに、そのような別途のSCAPINを發表していない。つまり連合国側も「独島」は今も韓国領土と認めており、国際法の保障する韓国領土ということになる。

日本側はこれをよく分かかっていて、1951年対日平和条約の草案作成時に猛烈なロビー活動を展開し、いったんは(第6次アメリカ草案)独島を日本領土とするという明文規定を挿入することにも成功したが、最終段階で連合国側がこれを削除し、連合国側の明文規定による「修正」には失敗した。

したがって1951年サンフランシスコで締結された対日平和条約に、「独島」を日本領土に含めるという内容の明文規定がない限り、1946年のSCAPIN第677号と1950年の「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」で、連合国側は「独島」を韓国領土と認定したこととなる。つまり日本は国際法上、「独島」に対し領有権を主張することはできないのである。

サンフランシスコ平和条約で、独島が日本領土と認められず、韓国領土として公認されていたという事実は、平和条約締結の翌年に日本の毎日新聞社が発行した『対日平和条約』(1952年5月)の解説地図にもよく表れている。



1951年9月、アメリカのサンフランシスコで連合国の対日平和条約が締結された後、日本の毎日新聞社が1952年5月25日に616ページからなる解説書『対日平和条約』を出版。この解説書につけられた地図「日本領域図」でも鬱陵島と竹島(独島)は朝鮮領土として表わされている。

The Korean Mission in Japan presents its compliments to the Japanese Ministry of Foreign Affairs and, with reference to the latter's Note Verbale of September 25, 1953 concerning the problem of the possession of Dokdo, has the honor to transmit to the Ministry the views and objections of the Government of the Republic of Korea as follows:

1. As the Korean Government has claimed an actual possession, Dokdo was and is Korean territory from time immemorial. Thus, the Korean Government has rejected all kinds of Japanese allegations claiming territorial rights over Dokdo as not only groundless but also unjust.

In as much as the representations set forth in paragraph 1 of the above-mentioned Note Verbale are merely a repetition of old cases and based on the already groundless assumption, unproven by facts, that Japan has any territorial rights over Dokdo, the Korean Government reiterates it for the same and obvious reasons and grounds as given before.

2. The proposal of the Japanese Government that the dispute be submitted to the International Court of Justice is nothing but another attempt at the false claim of judicial arbitrage. Since the territorial rights of Dokdo were established long ago, the reason why the should seek the verification of the rights before any international court of justice, if be Japan who enjoys up a great territorial dispute where none should exist by possessing the Dokdo problem to the International Court of Justice, Japan is attempting to place herself on the equal footing even procedurally, with Korea in relation to the so-called Dokdo territorial dispute. Thus establishing equal status for Japan where were none at the competence of the complete and independent territorial rights of Korea over Dokdo.

1954年9月25日付で、独島領有権に関し国際司法裁判所への提訴を日本が提案。これに対し、韓国は独島領有権は完全なものであり、独島領有権に關して紛争は存在せず、日本の提案は韓国と對等な立場を得ようとする策略に過ぎないことを指摘して拒否をした(1954年10月28日付の口述書(外交文書))。

サンフランシスコ平和条約から独島の名称が漏れたことは、結果的に独島が韓国領土であると公認することになる。なぜならサンフランシスコ平和条約も、連合国が独島を韓国領土と認めた、1945—1951年に明文化された領土規定の一貫した体系に依拠しているからである。

連合国の対日平和条約のうち、韓国の領土に関するものは第2章領土の第2条a項で、「日本は韓国の独立を認め済州島、巨文島、鬱陵島を含む韓国(韓半島)に対するすべての権利・権原・請求権を放棄する」となっている。ここでは日本が放棄する代表的な島として済州島、巨文島、鬱陵島だけが列示されており、独島の名前はない。

日本政府はこれをもって、連合国の対日平和条約において独島は日本の領土であることを認定されたものだと主張している。だがこれはまったく違いう話である。韓半島周辺にある2000余りの島の名前をすべて明記することはできないため、3島だけを明記しそれ以外の島は1945—1951年に明文化された連合国の領土規定に任せているのである。例えば巨済島や五六島が、日本が放棄する島として平和条約の文書に明記されていないからといって、すべて日本領土だと主張するのは無理があるのと同じである。連合国は1945年—1951年のどの領土規定においても独島を最終一貫して韓国領土と定義づけており、それを明文で規定していた。

アメリカはもともと、独島を第1次草案から第5次草案までの5回は韓国領土に入れ、日本領土からは除外していた。日本のロビー活動を受けて第6次草案でたった一度だけ日本の領土とし韓国領土から削除したが、連合国のニューゼーランド・オーストラリア・イギリス等が独島を韓国領土に入れる草案の作成を支持するや、結局、平和条約最終案から独島の名称はあえて除外し扱わないことになった。

その結果、独島の領土帰属については、連合国が平和条約以前に独島の領土帰属を明文ではつきりと規定した国の所有であると認められることになり、SCAPIN第677号と「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」も効力を持ち続け、独島を韓国領土としてなお公認することになったのである。



もし1951年に連合国の対日平和条約に、連合国が独島を日本領土に含めたりあるいは日本領土であると明文で規定したりしていたならば、すでに(5年前の)1946年に同じ連合国により韓国領土だと判定されて韓国に返還され、大韓民国が主権を行使している既定及び既成事実と衝突し、論争あるいは紛争が起きていたかもしれない。連合国の対日平和条約で独島が日本の領土だと明文化されると仮定するにしても、独島はすでに国際法上合法的に大韓民国が所有していたため、独島の領有に少しでも変動や修正をもたらさうものならば、大韓民国の承認と同意がなければ絶対に不可能であったらう。

ましてや連合国の対日平和条約で、独島の名称を韓国・日本のどちらからも外し条約文に取り上げないことによつて問題をあいまいにしたまま回避したのだとしたら、これ以上議論の余地はない。その5年前明文化された連合国の決定と法令(覚書)により、国際法上合法的に韓国領土として主権を行使している大韓民国の所有が、国際法上合法的に変わることなく続いているということである。平和条約に向けたその1年前の合意文書「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」でも、連合国の合意・決定により大韓民国の独島領有が国際法上合法的に保障されているからである。

また韓国は西暦512年から独島を固有の領土として領有しており、独島は歴史的にも国際法上も、地理的にも、実効支配という点でもすべて完璧に韓国領土なのである。

行政区域：慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑独島里 山1-37番地

所有権：大韓民国

管理庁：海洋水産部

位置：北緯37度14分26.8秒、東経131度52分10.4秒(東島基碑)

距離：鬱陵島-独島87.4km、鬱珍郡竹逆面-独島216.8km

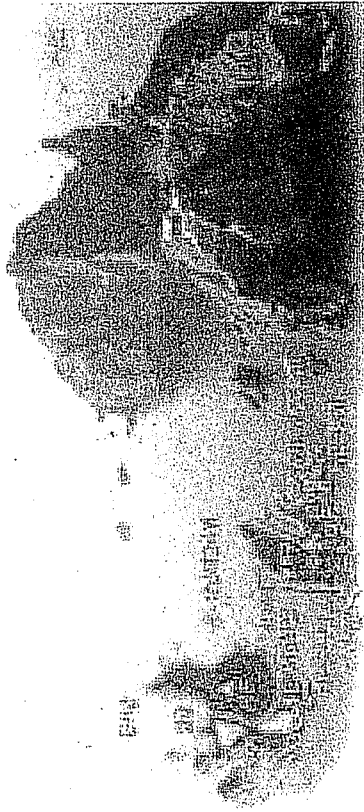
面積：187,453平方メートル

高さ：東島88.6m、西島168.5m

構成：東島と西島を中心にした89の岩礁から成る

主要施設：独島警備隊施設、独島灯台、漁民宿舍、接岸施設、西島階段、湧き水の泉

常駐人員：約40名(独島警備隊員、灯台管理人)





DokDo

独島学会

会長：愼鏞厦(シン・ヨンハ)

1996年3月創立

住所：ソウル(SEOUL)特別市冠岳区新林洞 山561-1

ソウル大学校社会科学大学名誉教授室

ホームページ：www.dokdoinkorea.com